

検印	係印	印鑑照合		説明者印
		融資係	預金係	

C I F							
口座No.	33						
B S No.	21						
店番		店名					

収入
印紙

消費者ローン契約書 (金銭消費貸借契約証書)

契約日(借入日) 令和 年 月 日

横浜信用金庫あて

※返済用預金口座の名義人となる方は、借主(甲)欄にご記入ください。

返済用預金 口座届出印

借主	ご住所						
	お名前 (連帯債務者甲)	フリガナ	生年月日				
		印	昭和・平成・令和	年	月	日	
連帯保証人	ご住所						
	お名前 (連帯債務者乙)	フリガナ	生年月日				
		印	昭和・平成・令和	年	月	日	

借主(連帯債務の場合は、文中に特に断りのない限り借主全員をいいます。)は、後記約定を承認のうえ横浜信用金庫(以下「金庫」といいます。)から次の借入要項のとおり金銭を借り受けます。

連帯保証人(以下「保証人」といいます。)は、借主の委託を受けて、後記約定を承認のうえ、借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、保証債務を負います。

なお、借主および保証人は、この契約が金庫による金銭の交付をもって成立し、その効力が生じることに同意します。また、連帯債務の場合は、後記約定第18条を確認のうえ承諾します。

(借入要項)

借入金額	金 円			※ 金額の訂正はしません。		
	内訳	毎月返済の部分	金 円	半年ごと増額返済の部分	金 円	
資金用途						
利率	年	%	ただし、後記約定第1条の第 項を適用するものとします。			
最終返済日						

契証 AAH130 (2020. 4)

返済方法および利息支払方法は、次の()の記載の方法によるものとします。			
(1) 元利均等分割返済	毎回の元利金返済額	毎月返済 金 円	半年ごと増額返済 金 円
	第1回返済日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
	第2回以降返済日	毎月 日	毎年 月 日 毎年 月 日
<p>① 毎回の元利金返済額は均等とします。</p> <p>② 利息は各返済日に後払いするものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月返済の利息は、毎月返済の部分の元金残高×年利率×(1/12)で計算します。 半年ごと増額返済の利息は、半年ごと増額返済の部分の元金残高×年利率×(1/2)で計算します。 借入日から第1回返済日までの期間中に1ヶ月未満の端数日数がある場合、その端数日数については1年を365日とし、日割りで計算します。このため第1回返済額は毎回の返済額とは異なる場合があります。 据置期間を設けた場合は、据置期間中に到来する各返済日に利息のみ後払いするものとします。 最終回返済額は利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。 <p>③ 半年ごと増額返済日には、増額返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。</p>			
(2) 元金均等分割返済	① 令和 年 月 日を第1回とし、以後毎月 日に金 円宛分割返済するものとします。		
	② 上記①の分割返済金に加えて、毎年 月と 月の 日に金 円を返済するものとします。 上記の①、②により返済した残額金 円は最終返済日に返済するものとします。		
(3) 一括返済	利息は借入日を第1回とし、以後毎月 日に翌1ヶ月分を前払いするものとします。 なお、利息は1年を365日として、日割りで計算します。		
	元金は最終返済日に一括返済するものとします。 利息は1年を365日として日割りで計算し、次の()の方法により支払います。		
① 利息は借入日を第1回とし、以後毎月 日に翌1ヶ月分を前払いするものとします。 ② 利息は借入日に一括して最終返済日までの分を前払いするものとします。			
後記第3条の定めのとおり、元利金の返済は、金庫における借主(連帯債務の場合は甲)名義の下記預金口座からの自動支払いの方法によります。ただし後記第4条によって繰り上げ返済をする場合および第7条によってこの契約による債務全額を返済しなければならない場合は除きます。			
返済用預金口座	店名	種類	口座番号
損害金	この契約による元利金の返済が遅れたときは、遅延している元金に対して年14%の割合(1年を365日とし、日割りで計算します。)の損害金を支払うものとします。		
手数料	(1) この契約に関連する金庫所定の手数料は、金庫の請求により遅滞なく支払うものとします。 (2) 後記第4条の繰り上げ返済をする場合には、金庫所定の手数料を支払うものとします。		

約 定

第1条 (借入利率)

1. (《よこしん》短期プライムレート連動型・都度見直し)

(1) 借入利率は、金庫の定める「《よこしん》短期プライムレート」を基準金利とし、基準金利の変更に伴って、その変更幅と同一幅で引上げまたは引下げられるものとします。

なお、借主は、借入日現在の金庫の《よこしん》短期プライムレートが年 %であることを確認しました。

(2) 金融情勢の変化その他相当の事由により、《よこしん》短期プライムレートが廃止された場合には、金庫はこれに代えて一般に合理的と認められる利率を基準金利とすることができるものとします。

(3) 基準金利の変更による新借入利率の適用開始日は、次のとおりとします。

①利息前払い方式(元金均等分割返済および元金一括返済)

・基準金利変更日の翌月同日以降最初に到来する約定返済日または利息支払日(以下これらを「返済日」といいます。)の翌日を適用開始日とします。

②利息後払い方式(元利均等分割返済)

・毎月返済の部分については、基準金利変更日以降最初に到来する返済日の翌日を適用開始日とします。

第9条（借主による相殺）

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の金庫に対する預金、定期積金、その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の最終返済日の繰り上げ等については第4条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の10日前までに金庫へ書面により相殺の通知をするものとし、預金、定期積金、その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに金庫に提出するものとします。
- 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金、定期積金等の利率・利回りについては、金庫の預金規定、定期積金規定等の定めによるものとし、外国為替相場については金庫の相殺実行時の相場を適用するものとします。

第10条（債務の返済等にあてる順序）

- 金庫から相殺をする場合に、この契約による債務のほかに金庫との取引上の他の債務があるときは、金庫は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかに金庫との取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、金庫が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- 第2項のなお書きまたは第3項によって金庫が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第11条（代り証書等の差し入れ）

- 事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失、損傷、または延着した場合には、借主は金庫の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済するものとします。なお、金庫が請求した場合は、借主は直ちに代り証書等を差し入れるものとします。借主の差し入れた担保に関する証書その他の書類についても同様とします。
- 前項の場合に生じた損害については、金庫が責任を負わなければならない事由による場合を除き、その損害は借主の負担とします。

第12条（印鑑照合）

金庫が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、金庫は責任を負わないものとします。

第13条（費用の負担）

次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。

- 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。
- 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
- 借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用。

第14条（届出事項）

- 氏名、住所、印章、電話番号、その他金庫に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに金庫に書面によって届け出るものとします。
- 借主は、次の各号の事由が生じた場合には、直ちに書面により金庫に届け出るものとします。
 - 家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始されたとき、または借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始されたとき。
 - 家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任されたとき。
 - 前各号に掲げる届出事項に取消または変更が生じたとき。
- 借主が前各項の届出を怠ったために、金庫が借主から最後に届出のあった氏名、住所に宛てて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第15条（報告および調査）

- 借主は、金庫が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、金庫から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第16条（個人情報取扱いに関する同意）

借主および保証人は、別途定めのある「個人情報の取扱いに関する同意条項」の内容に同意するものとします。

第17条（保証）

- 保証人は、借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
- 保証人は、借主の金庫に対する預金、定期積金、その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
- 保証人は、金庫がその都合によって担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。

- 保証人がこの契約による保証債務を履行した場合、代位によって金庫から取得した担保権については、この契約による保証人の保証債務が残存する場合、もしくは他にも担保される金庫の債権が存在することにより、保証人と金庫が共有することとなった場合には、金庫の同意がなければこれを行使しないものとします。また、保証人が他の保証契約により保証する借主の債務が残存する場合にも、同様とします。
- 第4項により、保証人と金庫が共有することとなった担保権については、金庫は保証人に優先して弁済を受けられるものとします。
- 保証人が、借主と金庫との取引について、ほかに保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに極度額の定めのある保証をしている場合には、その極度額にこの保証の額を加えるものとします。
- 保証人は、印章、氏名、名称、商号、代表者、住所その他届出事項に変更があった場合は、直ちに書面により金庫に届け出るものとします。
- 保証人が住所変更の届出を怠る、あるいは保証人が金庫からの通知または送付書類等を受領しないなど、保証人が責任を負わなければならない事由により通知または送付書類が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべきときに到着したものとします。

第18条（連帯債務）

連帯債務の場合は、次によるものとします。

- 金庫からの借主に対する連絡・諸通知は、借主のいずれか一人に対してなされれば足り、借主の全てに対してする必要はないものとします。
- 各借主は、他の連帯債務者の金庫に対する預金、定期積金、その他の債権をもって相殺は行わないものとします。
- 各借主は、金庫が相当と認めるときは他の連帯債務者に対して、債務の免除もしくは担保の変更・解除をしても、免責を主張しないものとします。
- 借主のいずれか一人が、この債務を履行した場合、代位によって金庫から取得した権利は、他の連帯債務者と金庫との取引中は、金庫の同意がなければこれを行使しないものとします。

第19条（履行の請求の効力）

- 金庫が保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主およびその他の保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。
- 第1項の規程にかかわらず、借主が連帯債務者である場合には、金庫が借主または保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者および保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じるものとします。

第20条（準拠法、合意管轄）

- 本契約書に基づく借主および保証人と金庫との間の諸取引の準拠法を日本法とすることに合意します。
- 本契約書に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、横浜地方裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに合意します。

第21条（規定等の変更）

- 金庫は、この規定の各条項、借入要項中の定め（利息、返済額、返済日に関する事項は除く）その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、金庫のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上